

# **BUSSINESS SUPPORT OFFICE**

利 用 約 款

# ビジネス・サポート・オフィス利用約款

ビジネス・サポート・オフィスの利用は、下記に定める約款によるものとする。  
この約款に定めのない事項は、日本国法令または日本国で一般に確立された慣習に準拠するものとする。この約款は、利用者への通知なしに変更される場合がある。

## 記

### 1. 利用者の資格

(1) ビジネス・サポート・オフィスは、利用希望者がア)～イ)の条件を満たす場合に利用を認める。

ア) 大阪市での事業所の開設、進出および再投資に関心持つ企業、外国政府機関等で、IBPC 大阪が利用を認めた者

イ) IBPC 大阪の定める規則等を順守する者

(2) 下記の一つでも該当する場合は、利用を認めない。

ア) 風俗を乱し、または公安を害するおそれのある場合

イ) 施設、付属物または備品等を損壊するおそれのある場合

ウ) IBPC 大阪の定める規則等を順守しない場合

エ) その他 IBPC 大阪が適当でないと認めた場合

### 2. 利用の申請

利用希望者は、IBPC 大阪と事前協議を行い、下記書類を IBPC 大阪へ提出する。

(1) 「ビジネス・サポート・オフィス(BSO)利用申請書」

(2) 会社案内等のパンフレット

### 3. 申請期限

利用開始希望日の 1 カ月前まで。

### 4. 利用時間

7:00 から 23:00 まで（年間 365 日利用可）

ただし、土・日・祝及び年末年始(12/29~1/3)の利用を希望する場合は、「休日利用申請書」を IBPC 大阪に提出するものとする。

### 5. 利用期間

最長 6 ヶ月間。

### 6. 利用料金

無料（インターネット回線利用を含む）

ただし、コピー代、通信費は、利用者が実費を負担とする。

## 7. 保証金

### (1) 保証金額について

利用者は、利用開始日に IBPC 大阪に対し、ビジネス・サポート・オフィスの利用期間に応じた保証金を預託する。(下記の表を参照のこと)

利用期間	保証金額
30 日未満	20,000 円
30 日以上	50,000 円

### (2) 保証金の支払い及び返還について

ア)利用者は、利用開始日までに保証金を支払うものとする。

イ)IBPC 大阪は、11.(1)に該当する事態が生じた場合、保証金の一部または全額を、賠償金に充当することがある。

ウ)保証金の授受で発生する振込手数料は、利用者負担とする。

## 8. 利用の取り消し

利用申請後、申請者の都合により利用を取り消す必要が発生した場合、申請者は、速やかに IBPC 大阪に通知するものとする。

IBPC 大阪は、利用承認後または利用中であっても、申請者もしくは利用者が次のいずれか一つに該当する場合、承認を取り消す、あるいは利用を拒否することができる。この場合、IBPC 大阪は、取り消しによって申請者もしくは利用者に損害が発生した場合、その損害を賠償する責任を一切負わない。

(1)利用申請書の記載内容に虚偽が確認された場合

(2)保証金が、IBPC 大阪の指定した日までに支払われない場合

(3)利用開始予定日になっても利用者が現れず、また、如何なる連絡もない場合

(4)IBPC 大阪の承認なく、利用申請期間を超えて利用した場合

(5)利用者のオフィスで発生する騒音、振動、異臭等が外部に迷惑を及ぼす場合

(6)入居するビルの館内規制に反する行為を行う、または反するおそれのある場合

(7)ビジネス・サポート・オフィスでの宿泊や、無許可の什器備品の設置等、IBPC 大阪の管理運営に支障をきたす行為があった場合

(8)天災、施設の損壊、その他やむを得ない理由によりビジネス・サポート・オフィスの利用が不可能となった場合

(9)その他 IBPC 大阪が不相当と認めた場合

(10)理由の如何によらずビジネス・サポート・オフィスの運営が中止される場合

## 9. ビジネス・サポート・オフィス常設の機器、備品等の使用

(1)下記の機器、備品は無料で使用できる。ただし、通信費・コピー代は、実費負担とする。

椅子                      机                      ロッカー                      コートハンガー  
電話機                      ファックス                      インターネット回線

(2)上記以外の機器備品等を持ち込む場合、あらかじめ IBPC 大阪の承認を得るものとする。ただし、電気製品は 100V 60Hz 対応のものに限る。

(3)通常通話以外のコレクトコール、転送サービス、電報等、料金の発生が IBPC 大阪の課金システムで把握できないサービスは、利用できない。

## 10. 料金の精算

通信費は、毎月、請求あり次第、支払うものとする。

利用者は、退去時に未精算の料金をすべて精算する。

## 11. 利用者の責任

- (1)利用中に、室内または建物の付属設備、機器、備品等を損壊または紛失した場合、利用者の責任において、IBPC 大阪の算定する損害額を弁償するものとする。
- (2)利用者は、手荷物または現金および貴重品等、利用者に属する物品のすべてについて、自己の責任において管理するものとする。盗難、破損、火災、天災、戦争その他の事象により所持品に損害が生じたとき、いかなる場合も IBPC 大阪は利用者の損害を補償しない。

## 12. 利用上の注意事項

- (1)利用中の自室の管理は利用者の責任で行い、IBPC 大阪は盗難等の損害に関して、一切の責任を負わない。
- (2)利用中の自室のシリンダー錠は、退去時まで利用者の責任で管理し、紛失した場合は、速やかに IBPC 大阪に届け出る。利用者は、20,000 円を弁償するものとする。
- (3)利用者は、本約款に基づき、退去時、直ちに私物を撤去し原状回復を行う。  
なお、ビジネス・サポート・オフィスを登記地として、法人・支店登記を行った利用者は、転出後、速やかに移転登記手続きを行うこと。
- (4)利用者は、ビジネス・サポート・オフィスの利用に関する権利を第三者に転貸または譲渡できない。
- (5)火薬、油脂、毒性ガス、劇薬等危険物及び腐敗物、腐食物等の持ち込みを禁止する。
- (6)壁面、ドア等へのテープ、押しピン類による張り紙、掲示をしてはならない。
- (7)本約款に定めのない事項、条項の解釈についての疑義が生じた場合、利用者は IBPC 大阪と信義誠実の原則に従い協議の上、円満に解決するものとする。  
前項にもかかわらず解決できない一切の紛争は、大阪地方裁判所を専属管轄とする裁判より解決するものとする。

この約款は 2010 年 10 月 1 日以降の利用者に対し適用される。

一般財団法人大阪国際経済振興センター  
国際部（IBPC 大阪）  
〒559-0034 大阪市住之江区南港北 1-5-102  
TEL: 06-6615-7130 FAX: 06-6615-5518  
E-MAIL: info@investosaka.jp